

速記録

第3回 吉野川流域市町村長の意見を聴く会 (中流域)

日 時 平成20年2月6日(水)

午後 1時 0分 開会

午後 2時42分 閉会

場 所 四国三郎の郷 交流体験棟

[午後 1時 0分 開会]

1. 開会

○河川管理者

本日は大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから「第3回吉野川流域市町村長の意見を聴く会（中流域）」を開催させていただきます。私は本日の司会を務めさせていただきます、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所事務担当副所長の貞廣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

1点お願いがございます。喫煙についてですが、館内は禁煙となっております。喫煙場所につきましては、この会場の入り口を出て廊下を右へ行き、センターハウスとの間となっております。喫煙場所には立て看板を設置しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして配付資料の確認をしたいと思います。封筒の中をご覧ください。1枚目に配付資料一覧表を入れております。配付資料は、資料1「議事次第」、資料2「名簿」、資料3「配席図」、資料4「運営規約」、資料5「傍聴にあたってのお願い」、資料6「意見記入用紙」、資料7「吉野川水系河川整備計画策定の流れ」、資料8「ニューズレター」、「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」、同じく冊子版の「吉野川水系河川整備計画【素案】」に係る『ご意見・ご質問』に対する四国地方整備局の考え方について、「吉野川水系河川整備計画『ご意見・ご質問』に対する主な項目に関する説明資料」、「説明資料（パワーポイント）」、説明の際に前のスクリーンに映るものと同じものです。そして「リーフレット」。

以上です。不足等ございましたらお近くのスタッフまでお申しつけください。よろしいでしょうか。

次に、傍聴者の皆様をお願いいたします。本会議は公開としていますが、傍聴に関しましては受付でお配りしました「傍聴にあたってのお願い」に従っていただきますようお願いいたします。なお、傍聴に来られた方でご意見があります方は、本日配付資料の中に「意見記入用紙」を入れておりますので、ご記入の後受付の意見回収箱に投函ください。また、この会場の入り口のところには飲み物も用意しておりますので、ご自由にお飲みください。円滑な議事進行のためぜひご協力くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

次に、市長、町長の皆様をお願いいたします。発言に当たりましてはマイクを通して

のご発言をお願いいたします。また、本会議は公開で開催されており、速記録につきましては会議後ホームページに公開するよう予定しております。その際市長、町長の皆様のご氏名を明示して公開いたします。どうぞご理解のほどよろしくをお願いいたします。なお、公開に際しましては、市長、町長の皆様にご発言を確認いただいた後公開したいと思っておりますので、お手数ではございますが、後日ご確認くださいませようあわせてお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。まず初めに開会に当たりまして、国土交通省四国地方整備局河川調査官の大谷よりごあいさつ申し上げます。

2. 挨拶

○河川管理者

こんにちは。四国地方整備局河川調査官の大谷でございます。今日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、傍聴の皆様もご参加ありがとうございます。今日は吉野川河川整備計画策定のための「吉野川流域市町村長の意見を聴く会（中流域）」第3回目ということで、ごあいさつさせていただきます。

既に御存じのように、吉野川の整備計画策定に向けましては、平成18年6月に吉野川水系河川整備計画素案を、また18年12月には修正素案を公表させていただきまして、この素案及び修正素案に対しまして、丁寧に幅広く公平に流域の多くの皆様からご意見をいただくため、これまで流域内各所において2巡、合計22回の流域住民の意見を聴く会、市町村長の意見を聴く会、また学識者会議を開催しているとともに、パブリックコメントということを実施してきたところでございます。これらの取り組みを通じまして流域内各地より地域の吉野川の状況やそれぞれのお立場から合計で190件を超える多様なご意見をいただいております。

今回これまでにいただいたご意見を踏まえまして再度修正を行い、「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」を作成いたしました。この再修正素案は、第1回、第2回の取り組みを通じていただいたご意見を反映させるため、延べ129カ所の修正を実施しております。また、いただいたすべてのご意見につきましては、テーマごとに四国地方整備局の考え方を整理し、できる限り再修正素案に反映し、反映できないご意見については理由をつけてお示ししております。

既にこの3巡目の会も、流域住民の意見を聴く会につきましては流域内の6会場で9

回、また市町村長さんの意見を聴く会は、上流域、それから下流域につきましては済んでおります。今回中流域、あとは学識者会議ということで進めていきたいと思っております。

今日はいただいたご意見のうち、主なものやこの会場に関連の深い項目を中心に説明させていただきます。説明を十分お聞きいただいて、説明の内容や再修正素案に対するご意見を賜りますようお願いいたします。

以上簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

3. 市町長紹介

○河川管理者

次に、本日の出席者の市長、町長の皆様をご紹介させていただきます。名簿順にご紹介いたします。市長、町長の皆様はご着席のままで結構です。美馬市長牧田久様、三好市長俵徹太郎様、つるぎ町長兼西茂様の代理で副町長藤川義裕様、東みよし町長川原義朗様、以上の皆様にご出席いただいております。なお、兼西つるぎ町長におかれましては所用によりまして少し遅れてご出席されるとの連絡を受けております。

よろしく申し上げます。

4. 議事

○河川管理者

それでは議事に入りたいと思います。本日の議事進行は徳島河川国道事務所副所長の熊岡が行います。

1) 吉野川水系河川整備計画【再修正素案】等について

○河川管理者

本日の議事進行役を務めます、徳島河川国道事務所地域連携担当の副所長をしております熊岡です。よろしくお願いいたします。着席で進めさせていただきます。

それでは、お手元の資料でございます資料1の議事次第に従いまして進めたいと思います。最初の議題であります「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」につきまして、事務局より説明させていただきたいと思います。その後休憩を挟み、2番目の質疑応答・意見交換に入りたいと考えております。それでは事務局の方、よろしくお願いいたします。

○河川管理者

冒頭説明をさせていただきます、徳島河川国道事務所河川調査課長をしております井

上と申します。よろしく申し上げます。

本日の冒頭の説明ですけれども、こちらホチキスで綴じてある「説明資料（パワーポイント）」というものも同じ内容のスライドを載せてますので、参考にしていただければと思います。

本日の説明ですけれども、内容については「整備計画の策定の流れ等」「治水対策」「吉野川改修の進め方」「河川環境」の話、「河川空間の管理」という内容をご説明いたしまして、その後ご意見等をいただきたいと思っております。説明については30分程度を考慮しております。どうぞよろしく申し上げます。

まず、河川整備基本方針と河川整備計画の特徴ということで作っております。現在作っております河川整備計画については、平成17年11月に策定されました河川整備基本方針にしたがいまして策定を進めておるところで、河川整備基本方針が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針について定めるのに対して、河川整備計画というものがこの基本方針に沿って具体的な整備の内容を記載しているもので、概ね30年間でやる内容を記載しているものです。

整備計画の策定に当たっては、抜本的な第十堰の対策のあり方と、それを除く国直轄管理区間のものを分けて検討を進めておりまして、策定に当たっては学識者と流域住民、流域市町村長の3つに分けてご意見を伺っておるところで、ご意見を聴いてその意見を踏まえて素案を修正することを繰り返し行うということを進めておりまして、現在その3回目になります。

ご意見の取りまとめに当たっては、流域住民、市町村長、学識者の皆様のご意見を内容ごとに整理いたしまして、それをこちらの分厚い資料ですね、ご意見に対する考え方で整理いたしまして、それを素案に反映しているということで進めております。

ご意見・ご質問の多かった項目については、今回わかりやすく説明する参考資料を別途お配りしておりまして、ホチキスで綴じられたものを皆さんにも配付しております。

今回の修正に当たっては、前回公表しております修正案、整備計画の修正素案を再修正素案という形で修正しているのですが、修正箇所については取り消し線であるとか太字でお示ししております。また、考え方についても同様に修正箇所を太字でお示ししております。

今回お配りしている関係の資料であるとか整備計画に係る資料については、公表させていただいております。こちらの資料についてはホームページであるとか各関係機

関で配付しております。整備計画に関する具体的なデータなどは、こちらの情報室か国土交通省の関係機関で閲覧できるようになっております。また、開催に当たってのご案内は様々な形でお知らせしているところで、開催結果についてもホームページや広報誌を使うことで広報活動にも努めているところです。

ここからちょっとご意見の概要ということで、これまでにいただいたご意見を簡単にご説明したいと思います。いただいたご意見について、素案に関するご意見をこれまで742件いただいております、それを体系的に整理しております。

ご意見については、学識者とか上流域・中流域・下流域と、それぞれその特性に応じたご意見をいただいております、そういったご意見を踏まえまして、整備計画の素案を129カ所これまでに修正しております。

主な修正箇所をちょっと記載しておりますけれども、また後ほどご覧いただければと思います。これが第1回で修正した主な項目でして、次、こちらが第2回に修正した主な項目です。素案の修正箇所も記載しておりますので、また後ほどお手元の資料をご覧いただければと思います。

本日の説明の項目ですけれども、前回第2回の市町村長の意見を聴く会でいただいたご意見を踏まえまして、治水対策については基本的な考え方をご説明した後、防災・減災に関する取り組みについてご説明します。その後吉野川改修の進め方、河川環境についても考え方をお話しした後水質の保全についてお話しします。最後に河川空間の管理という順番でご説明いたします。

まず、治水対策です。基本的な考え方をちょっと体系的にお話しします。御存じのとおり吉野川の最上流部の一部については年間の降雨量が3000mmを超す全国屈指の多雨地帯でございまして、特に平成16年などは上流域に5000mmの雨が降って、御存じのように各地で浸水被害が発生したという状況です。また、近年の雨の降り方の傾向としましては、全国的にも吉野川流域においても集中豪雨が増加傾向にあると。1時間に50mmを超える集中豪雨が徐々に増えてきているということです。そういったことを考えますと、現状の施設の整備の水準以上の洪水が発生する可能性であるとか、計画規模以上の洪水が発生する可能性はあるということを懸念しております。

そういった中で吉野川流域の特性としましては、御存じのように吉野川の沿川の平野は非常に重要な地域であるのですが、河口から岩津、岩津から池田の区間で、このピンクで示しているのが住宅街であり、皆さんのお宅があるところなのですが、ずっと市街地と

か住宅地が連続しております。

一方でこの黒のラインが堤防が整備されている区間で、赤が堤防整備されていない区間なのですが、皆様のお宅がたくさんあるにもかかわらず、上流についてはまだ無堤部がたくさん残っているという状況です。

そういった中ではん濫の特性としましては、ここらあたりから上流が閉鎖・流下型のはん濫形態を示すということで、こちらの図はちょっと小さいんですけども、一たん大きな洪水が起こると吉野川本川の水位と同等の程度まで水位が上がって、なおかつそれが流速を持って流れ下るようなはん濫形態を示す非常に危険なはん濫形態と考えられます。一方で下流については拡散型のはん濫をするということで、堤防が仮に破堤したらざっと広範囲にわたってはん濫が広がるような拡散型のはん濫形態を示すということです。そういったことを考えますと、治水の対策については、治水施設を整備することと、危機管理であるとか被害軽減策両方を進めていく必要があると思っております。

初めにお話ししましたように、現状の施設の整備水準以上の洪水であるとか、堤防ができたとしても計画規模以上の洪水が発生する可能性があります。そういった意味で被害量を縦軸に示しているのですが、これまでの治水施設の整備によって被害量をどんどん落としてきたわけですけども、例えば無堤防部では今後さらに堤防をつくることで被害量を落としていくという取り組みがまずは大事だと。

しかしながら、その堤防が整備されるまでの期間であるとか、堤防が整備された後でも被害が発生することは起こり得るので、危機管理であるとか被害軽減策をすることで被害量を落としていくような、両方の取り組みが必要と考えております。

以上吉野川に関する治水の考え方をまとめますと、現状と課題としまして、無堤防部では吉野川では溢水はん濫被害が頻発しております。また、旧吉野川の方でも市街地への拡散型のはん濫が懸念されます。さらに大規模な洪水が起こりますと大きなはん濫被害が起こる可能性も否定できません。一方で堤防が整備された後であるとか、堤防が整備されている区間については、過去下流については戦後破堤の経験はないんですけども、災害リスクについては増大傾向にあるということと、洪水規模が大きいときには漏水、侵食、そういった堤防の危険な状態であるとか、堤防整備後については内水被害が発生するおそれがあるということが懸念されます。

そういった様々な課題がある中で、一方で限られた投資力の中で投資効果を早期に発現するためには重点的に投資していくことが必要です。そういった意味で重点的に取り組

むべき事項としましては、まずは無堤防部に対する無堤防対策、堤防の整備であるとか輪中堤、河道掘削などの取り組みを本川でも旧吉野川でも進めていかなければならないと考えております。一方で堤防が整備された後とか堤防が整備されている区間については、人的被害を回避するであるとか軽減するための危機管理体制の整備、あるいは破堤のような深刻なダメージを回避するための漏水・侵食対策、そして堤防が整備されたところの内水対策については、大きな被害が発生したところへの対策として、もう二度と起こらないような、出来るだけ起こらないような再度災害の防止の徹底という考え方で取り組みが必要になってきます。そういった重点化をしていこうと考えております。

防災・減災に関する取り組みということで、前回の市町村長さんからいただいているご意見としては、県とか市町村のポンプ場を有効利用するようなお願いや排水ポンプ車に関するご質問、ご意見をいただいております。また、危機管理という観点では防災情報を早期に取得したいというお話や三好市長さんからは、独自で設置されております防災カメラなどの取り組みと連携をしてほしいというご意見をいただいております。そういったあたりをちょっとご説明いたします。

先ほどお見せしたスライドでありますけれども、内水の観点で言いますと、今後堤防整備をすとしても内水被害については発生する可能性があるというお話をしました。そういった内水の観点で危機管理体制を構築すとか被害を軽減していくという取り組みが重要だと思います。

その考え方ですけれども、内水地区については、吉野川は非常に長いということで大くさんあります。したがって、洪水規模が大きいときに雨が降ると各所で内水被害が発生するおそれがある。一方で予算が限られている中ですべての内水地区についての排水ポンプ場などの整備はなかなか難しいということが考えられます。

そういった中で、内水についての重点化すべき事項としては、災害を未然に防ぐための予防的な対策としまして、例えば地元の自治体が取り組むようなソフト対策を国土交通省としても支援していきたいと考えております。また、被害を抑えるための排水ポンプ車を派遣するであるとか、今ある排水ポンプ場を適切にメンテナンスしていくことで必要な効果を発揮させていくことが重要で、そういった中で、仮に内水被害が発生したところでは、内水被害の危険地域を検証して、被害の原因と状況を踏まえて排水ポンプ場を整備するということが考えられます。

一方で国土交通省だけでなく、他事業者としても様々な取り組みが可能でございま

す。例えば支川のはん濫が起こっているような場合には支川の対策、支川に関する堤防の整備であるとか、都市によっては雨水の対策、下水道整備であるとか、あるいは農林用のポンプなどの対策もあると、そういったものとの連携も内水被害全体を抑えるためには必要になってくると思います。

排水ポンプ車については、国土交通省四国地方整備局では合計21台保有しております、そのうち徳島の河川国道事務所では6台用意しております。そういったものを適切に配備していくわけですが、配備に当たっては、排水ポンプ車の要請としまして、地元の自治体の方から県を通じて国土交通省の方に連絡が来て、一たん県で取りまとめた上で配属されることとなります。基本的にはそういうことなんですけれども、そういった取り組みによって被害を軽減していくことが方法としてございます。

一方で、まずは先ほどお話ししましたような危機管理体制の構築といったような観点でハード・ソフト一体となった内水対策、特に自治体の方をお願いしたいのは、ソフト面での対策となりまして、例えば現在策定を進めていただいておりますハザードマップの公表、浸水エリアの図でありますけれども、例えば土地利用規制というのをを行うことで新規移転者を抑制するとか、建物の建て方を工夫していただくとか、そういった土地利用規制などの観点での自治体の取り組みなども重要になってくると思います。また、そういったことで住民の方たちに啓発活動を行うということで、水害パネル展を開催するというのであれば、国土交通省としてもご支援できると思います。そういった地元の自治体との連携をより進めていくことが、被害の軽減につながると思います。

そういった中で、整備計画の素案にも様々な危機管理とか被害軽減策を記載しております、四国地方整備局としても様々な形で被害軽減、危機管理体制の構築などに取り組んでいきたいと思っております。

例えば、河川情報を収集して提供するというのはこれまでもやってきたことですが、これからはしっかりとやっていきたいと。それで、河川の巡視であるとか、先ほどお話ししました災害対策用機械、具体的に言うと排水ポンプ車とか照明車とかがございすけれども、そういったものの配備、そしてハザードマップに関する作成を支援する、技術的な支援をさせていただいております。さらに新しい施策としまして「まるごとまちごとハザードマップ」というものを国土交通省として作って進めておるところなんですけれども、そういった取り組みを自治体の方でやられるというのであれば、支援させていただきたいと考えております。

また、地元の水防団との連携といった観点では、情報の観点であるとか訓練をする際の支援、そういった水害の備えを進めていくという話もございます。また、浸水に強い町づくりに自治体として取り組むのであれば、様々なメニューがあると思いますけれども、技術的な支援ができると考えております。また、防災関連施設を整備することも重要と考えておまして、例えば河川の防災ステーションなどがありますけれども、そういったことであれば、地元の自治体の計画とあわせて基盤整備などができると思っております。

また、排水ポンプ車を適切に効率よく運用するためには排水ポンプ車の作業場の整備であるとか、水防団が使えるような緊急用の土砂を配備するような側帯の整備、あるいは情報の観点で言いますと、光ファイバー網を整備するということも実際の整備計画の素案に掲載して、今後30年間しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

情報の観点での話であれば、今既にごございます徳島北部災害情報協議会という場を活用しまして、防災・減災・超過洪水対策による地域防災力の向上ということで、しっかりと関係機関と連携して取り組んでいきたいと、具体的な取り組みを起こしていければと考えております。

では、吉野川改修の進め方に移ります。事業工程ということで書いておりますけれども、前回のご意見を聴く会では、5年、10年の単位で中長期的な目標や計画がないでしょうかということ、ご意見をいただいております。また、無堤地区の早期解消とか早期着工をお願いしたいというご意見もいただいております。こういったことは整備計画の素案の中にも、整備の考え方や概ねの工程に関する参考資料をコラムとして載せております。

その考え方ですけれども、何度もお話ししておりますように、岩津上流についてはまだ堤防の整備率が70%に満たないということで、まだまだおくと。また、旧吉野川についても30%と非常に堤防整備率が低いという状況です。そういったことを踏まえまして、吉野川の堤防整備に関する考え方としましては、一たん大きな洪水が起これば大規模なはん濫被害が発生することが懸念されます。また、吉野川の上流地区では無堤防部でははん濫被害が頻発しているということも踏まえまして、堤防整備を進めていかないといけない中で、一方で限られた予算という話は何度もさせていただいております。

そういった中で、まずどのように重点的に取り組んでいくかという考え方を今回整備計画の素案に記載しております。文章を抜き出したものなんですけれども、堤防整備の考え方ですね、投資効果を早期に発現するためには、現在事業を実施している箇所をまずは仕上げていくことを考えておまして、こういった、現在事業実施中の区間を優先的に実

施していくと。そして、未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい地区を優先的に実施すると。そして、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施していくという考え方をっております。

そういった中で、10年程度でどれぐらいできるのかというのを試算したのがこちらの図でございます。こちらは整備計画の素案にコラムとして、参考資料として掲載しているものなんですけれども、現在の予算状況で下流から整備した場合、10年間でどれぐらい着手が可能であるかということ載せておる図です。現在の予算状況で下流から整備した場合、10年間で概ね着手できる区間が赤で示されております。このぐらいであれば、試算ではございますけれども、これぐらいの着手が可能と考えております。実際に事業を実施する際は社会状況等を勘案して実施されるということになりますので、参考ということでご理解いただければと思います。

続きまして河川環境の観点です。河川法では、平成9年に河川法が改正されたのですが、これまでも昭和39年でも、社会状況に応じて、それまで治水の観点だけの河川法であったものから、利水の観点が加えられ、そして今回平成9年の河川法の改正では環境という観点が加えられました。この背景としましては、質の高い国民生活や良好な環境を求める国民ニーズの増大というものが社会的な背景でありまして、実際に、具体的にはこの河川法の中で河川環境の整備と保全というものが、河川の総合的な管理の内容として追加されたというものです。

そういった中で、環境に関する現状と課題を整理しますと、水質では環境基準をおおむね満足している一方で、下水道整備の遅れなどによる水質悪化が懸念されると。また、動植物の観点であれば、比較的良好な場所があるものの、外来種の侵入などが懸念されます。また、河川景観の観点でも特徴的な河川景観がある一方で、放置された竹林によって河川景観が悪化している場所もあると。河川空間の利用という観点では、現状でも様々な活動の場として利用されておりますけれども、今後さらに多くの方が親しめる川を目指してそういった取り組みを進めていかなければいけないという課題があります。

そういった中で、整備と保全をどのようにしていくかということですが、水質の観点では水質維持に向けた取り組みを推進していく、そして動植物の観点では、良好な河川環境を保全して、劣化しているところについては可能な限りの河川環境の再生を目指していくということを考えております。景観の観点でも、特徴的な河川景観に配慮して保全に努めていきたいと。そして、河川空間の利用の観点でも人と自然の交流を促進してい

けるようなことを考えております。

そういったことをまとめますと、河川環境管理の観点から地域計画ですね、地元の自治体がどのようにやっていきたいかということも踏まえて、自治体やNPOや地域住民の方と連携して、研究分野の進展も見つつ具体的な施策を検討していく必要があると考えております。また、環境の観点だけでお話しできるわけではなくて、当然のことながら治水と利水と環境の調和を図って、総合的な河川管理ということで施策を実施していくことが重要と考えております。

環境の観点では水質に関するご意見をいただいております、水質に関する情報を提供することで啓発活動を行っていただけるのではないだろうかというご意見をいただいております。これについてはこれまでもやってきたわけですが、少しお話をいたします。

水質の汚濁源という観点では、生活排水による汚濁源があったり、工場による汚濁源があったり、農業関係の汚濁源があったりと、様々な形での汚濁の発生があるわけですが、そういった意味では発生した原因者となる関係機関と連携を図りながら、汚濁負荷の削減に取り組む必要があると考えておりますが、国土交通省としては、地域住民と連携しながら水質の保全に向けた取り組みを進めております。

例えば、流域一斉の水質調査、水生生物調査をこのように子供たちと一緒にやることで、啓発活動になると思っております。また、結果をホームページで公表することで広報を行っておりますけれども、そういったことがまたさらに啓発活動につながるとして取り組んでおります。

また、定期的な水質観測も実施しております、吉野川の各地で水質状況を把握しているのですが、そういったものを関係機関に連絡するとともに公表していることで取り組んでおります。また、その水質の観点では、吉野川水系の水質汚濁防止連絡協議会というものがございますので、そういった中でも様々な関係機関が入っていますので、水質保全の重要性などが共有されて、具体的な取り組みにつながればよいと思われま。

最後に河川区間の管理についてご説明いたします。河川利用とか地域づくりにつながるご意見としまして、親しみを持てる河川空間の活用のご意見であるとか、高齢者などに配慮してほしいとか、竹林に関する整備とか保全に取り組んでほしいというご意見をいただいております。こういったことを、ちょっと考え方を記載しておりますけれども、ご説明いたします。

例えばではございますけれども、バリアフリー坂路を設置するという基盤整備を進め

てきました。階段については手すりを設置する、点字ブロックを設置する、そういう基盤整備の中での取り組みをしてきました。そういった中で多くの人々が安心して川を利用できるような河川空間が創出できればと考えております。

吉野川の竹林に関しては、公園の整備、またはこういったイベントをやってきましたけれども、これら取り組みを通じて竹林や竹林の管理に関心を持っていただければ、地域との連携による適正な管理につながっていくと考えておりますので、こういった取り組みもやっていければと考えております。

あと数ページですね、これまで開催してきました流域住民の意見を聴く会の意見を載せております。ちょっと量が多いので、また後ほどご覧いただければと思います。11月11日の吉野川市の会場からやっておりますけれども、各会場ごとにそれぞれ意見が出ておりますので、またご覧いただければと思います。

以上で冒頭説明を終わります。ありがとうございました。

○河川管理者

ありがとうございました。説明の方が一応終わりましたので、ここで10分程度の休憩をとらせていただきたいと思います。今私の時計で1時33分ですので、1時45分から再開ということをお願いいたします。

[午後 1時33分 休憩]

[午後 1時42分 再開]

2) 質疑応答・意見交換

○河川管理者

それでは、ちょっと時間は早いんですが、皆様おそろいになりましたので議事の方を再開させていただきたいと思います。それでは、ただいまから本日ご出席の市長、町長の皆様から、事務局から説明のありました再修正素案につきまして、ご質問・ご意見をいただきまして、意見交換に進んでいきたいと考えております。

ご発言ですが、まことに事務局の都合でございますけれども、資料2の名簿順に従いましてお願いできればと考えております。

それでは、初めに美馬市の牧田市長様からお願いしたいと思います。

○美馬市長

それでは、名簿順ということでございますので、私から発言をさせていただきたいと思っております。今事務局の方から吉野川水系の河川整備計画の再修正素案ということでご説明を

いただきました。私たちが今まで何度か意見を述べさせていただきまして、その基本的な我々の説明に対する意見について、もうほとんど取り上げていただいております、もう我々としてはこの素案自身に対して余り申し上げることが無いぐらい大分整備をされてきたというふうに感じております。そういう中で、今日は私としては3点ほど、少し意見を述べさせていただきたいと思っております。

言うまでもございませんけれども、河川整備は今下流からずっと整備計画に基づいて整備をしてきていただいております、岩津上流地区ではまだまだ7割を切るという整備、もちろん吉野川の当初の整備計画から言えば、岩津上流部は遊水地帯ということで整備計画の策定が遅れておったということもございませぬけれども、基本的には川は下流から整備してくるのが合理的であり、また論理だと思いますけれども、そういうことで岩津から上流でまだまだ無堤地区がある。

そして、その無堤の、築堤ができてない地区につきましては、被害の状況も先ほどの下流域での被害の状況とは随分違ふと、非常に危険な大きい洪水が、吉野川がはん濫すれば危険な状況になる。端的に言えば本当に命に別状がある。下流域ではまさにはん濫区域が広くて溢水、湛水地域が広がるとか、あるいは洪水地域が広がるということもございませぬけれども、上流部は築堤ができてないところが洪水になると、本当に直接的に、いわば水にさらわれてしまうというふうな状況もございませぬ、非常に危険な状況にあるわけです。

それで、下流域でもいろんな議論がなされているということはもう我々も承知をいたしております。しかし、美馬市長ですので美馬市に限って若干ちょっと申し上げさせていただきますけれども、美馬市の北岸の地域でも3カ所、脇町の第1、脇町の第3、そして沼田地区という地区が、特に沼田、それから岩倉地区については、区間が非常に長い区間でまだまだ築堤がなされていないということで、整備計画、いろんな人の意見を聴いて、そして、治水・利水、環境面からそれぞれ皆さんの意見を聴いて整備をされるということでございませぬ、もうかなり意見は聴いてこられたと思っております。

しかし、いわば我々上流部の首長といたしましては、本当に美馬市で言いますと沼田地区、それから脇町第1、第2というところで、脇町第1で若干ちょっと国土交通省の皆さん方にもご迷惑をおかけいたしておりますけれども、沼田地区等につきまして、本当に早く整備計画を作成をしていただいております、着工をぜひしていただきたいなど。それが本当に我々上流部の住民の願いであるわけなんですよね。

いろいろ築堤のできている部分については、また内水の問題とか環境の問題とかいろいろの要件があると思います。第十堰も含めていろいろご意見はいっぱいある、それはもう当たり前だと思います。しかし、それだけが吉野川の整備計画の、特にそれによって築堤が遅れていくということは、我々にとってはまさに死活の問題というか、地域住民にとってはいつ大水が来るかもわからんということで、本当に不安な状況でございますので、それを解消するためにも、本当に早くこの整備計画をまとめ上げていただいでですね。意見は意見でまたいろんな言う機会もあると思いますし、またその修正も、早く言えばローリングもあると思いますのでね、そういうことでございますので、ぜひひとつ上流部の築堤等の計画を着実に、しかも早期の着工を含めてお願いをしたいなと思います。

それからもう1つ、これはまだ不確実な話なんですけど、今地方分権が非常に進められておまして議論もされております。その中でいろんな意見があるわけですけども、特に1ブロック内、地域内を流れる一級河川等について、その管理を地域に任せたらどうかというふうなご意見も当然我々も市長会等でも伺っております。しかしながら、徳島のような、四国のような財政力の弱い地域で、本当に県や、そしてまた市町村だけでこれだけの、いわば河川の管理ができていくのかということ考えたとき、それはやっぱり国として、本当に国土の維持管理として、国土保全として、やっぱり河川の、特に大規模河川については国が直轄でやっていただかないとできないと思います。我々もこういうことを今後意見としてあちこちで言うていきたいと思っておりますけれども、直轄河川の維持はぜひ進めていただきたいと思っております。

といいますのが、例えば地方団体等で管理していく、あるいはそれは県も含めてですけど、地方団体で管理するということになりますと、例えば県境であったり、あるいは市町村が違ったりしたら、それぞれの財政力ややり方によって左右のバランスが狂ったり、本当に思わぬ被害が発生してくると思うんですね。ですから、これは一元的に、やっぱり国が国の責任でもって管理をしつつ、またそれを改善をしていただきたいなというふうに思います。

それと、もう1点なんですけど、吉野川はもちろん上流部、我々のところ、河川の築堤がなされてないわけですけども、これにつきましても、築堤がなされた後も吉野川の維持管理については国でやっていただきたいということを今申し上げましたが、同時に今非常に雨の降り方がいろいろと、特に集中豪雨的な雨の降り方でもって、なかなか安定的な吉野川の水の流れといたしますか、河川の維持用水といたしますか、水量がなかなか確保されない

ところがあると。それで、水道水でありますとか、あるいは農業用水でありますとか、吉野川の利水についてなかなか安定的でないというところもございますので、ひとつ維持用水等については、利水については吉野川の水が安定的に流れるように、管理をぜひお願いをしたいなと思います。これは、いわば吉野川の利用に関する、吉野川水利用のフルプラン等があると思いますけれども、我々吉野川とともに生きてきた徳島県としては、そういうことが、要するに自分たちの利水に必要な水については本当に安定的に確保できるというのが本来の形でございますので、そういうことも含めて、今後、吉野川の管理についてお願いしたいなと思います。

以上3点申し上げましたが、よろしく願いいたします。

○河川管理者

ありがとうございました。

3点のご意見がございまして、上流無堤地区でいざ洪水になれば、人命にかかわるような被害が生じるということで、早く整備計画を策定して実施に移してほしいというのが1点と、2点目が地方分権で河川の管理を地方に任すという話があるけれども、吉野川のような大規模な河川については直轄管理で続けてほしいというご意見。3点目が、最近の気象状況等で非常に川の水量が不安定化していると、それで吉野川の利水、特に維持用水については引き続き安定的に供給できるように管理してほしいという3点だったと思います。

事務局の方、ご回答等あればよろしく願いします。

○河川管理者

徳島河川国道事務所長をしております佐々木です。どうぞよろしく願いいたします。着席してご回答させていただきます。

まず1点目の、早く整備計画を策定して整備を急いでいただきたいというご意見についてであります。当該地域は平成16年に非常に大きな出水がありまして、特に無堤地区については甚大な被害が発生したことから、本当に早期に堤防の整備が求められているところであると私どもも認識しております。それで、これからまさに整備計画を策定した上で、それに則って着実に整備を進めていきたいと思っております。ほかの地域からも、できるだけ早く整備計画を策定して、それに従って整備を進めていきたいという意見もありますが、それ以外にも、やはり大事な計画なのできちっと意見を聴いてほしいというご意見もある状況であります。

私どもとしては、確かに早く整備計画を策定して、それに則って着実に整備を進めていく必要があるということは重々認識しているところではありますけれども、やはり広い地域でありますから、その中から十分意見を聴き取っていい計画を作っていくということも必要であると考えております。この取り組みを始めるに当りましては、最低3回、こういった意見を聴くという取り組みをするとともに、公聴会についても実施をしますとあらかじめ申し上げさせていただいていたところでもあります。これからこういう取り組みを繰り返すかどうかはまた今度の判断になるかと思っておりますけれども、少なくとも公聴会については実施をさせていただきたいと思っております。

できるだけ早期に策定できるように私どもも努力をしていきたいとは考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○河川管理者

河川調査官の大谷でございます。

2点目でご指摘がありました地方分権のお話です。今、国と地方の役割分担ということで、地方分権の議論をいろいろされております。その中で一級水系、国土交通大臣が管理しておる河川につきましても、一部県の方の管理という話も出ております。ただ、もともと一級水系というのは河川法によって、国民の社会生活基盤上重要な水系についてはこれを一級水系に指定して国土交通大臣が管理しますよと書かれている。要は、どこを流れているというよりも、その流域が非常に日本の国にとっても大事な流域であるということの管理を我々は任されてやっているという意味では、安易に一県内に入っているとか流域が小さい大きいだけで地方がやっていいのかどうかということだろうと思っております。また、市長さんご指摘のように、それぞれのところがやったときに左右岸のバランスが崩れたり災害が起きたりということ。

それで、分権の議論の中では、災害が起きたときだけ国がやればよいという議論もございますが、実際、ふだん我々が管理して川を見てデータを集めて、それが災害が起きたときに、適切な応急復旧だったりその後の災害防止の計画を立てていくことにつながっていると我々は思っております。その意味では、一級水系について我々が責任を持って管理するというのは非常に大切なことだと、我々自身も思っております。いろいろご意見がある中でのございですが、我々としても、ぜひ今やっている河川については今後も国として責任を持って管理していく、これが我々の役割ではないかと思っておりますので、またご一緒によろしくお願ひしたいと思っております。

○河川管理者

吉野川ダム統合管理事務所長の岡崎でございます。ちょっと座って説明させていただきます。

3点目の安定的な水運用という話がございます。市長さんも御存じのように、吉野川の水運用というのはフルプランで基本的な枠組みが決まっております。それで、現在池田地点におきまして、維持流量とか各種用水を含めた確保流量というのが決まっております。その確保流量に基づいて早明浦ダムの運用がなされております。

まさに集中豪雨とか渇水とか、平成17年もそうございましたが、大渇水の後に14号の大きな台風が来まして、2億4800万m³という洪水を貯めて調整をしました。その前が大渇水ということで、ダムの流量調整の役割というのはますます大きくなるんだろうと思っております。そういった意味で、ダムの水運用というのは維持流量も含めた池田地点の確保流量、これは効率的な運用を今後も努めてまいりたいと思っております。

また、渇水時におきましては吉野川水系水利用連絡協議会というところで、四国四県の関係機関等で構成されておりますので、そこで協議調整がなされて合意に至った事項につきまして実施運用されているというところで、今後とも効率的に無駄のないようにその運用に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○河川管理者

ありがとうございました。

以上、事務局から3点について回答させていただきましたけど、美馬市長よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは続きまして三好市の俵市長、お願いいたします。

○三好市長

私は前回の最後に、ここまで大体意見も出尽くしたので早く整備計画に着手していただきたいという要望を申し上げましたら、大谷調査官の方から、もうしばらく待てと、こういうお話をいただいたところであります。前回の議事録をちょっと見ているのですが、いずれにしても、先ほどご説明いただきましたように2000件という意見が出されて、それでパブリックコメントなどのように、もう県民の皆さんを含めて自由に自分の意見を述べていただいているわけでありますので、本当にこれで出尽くしたのではないかなという感じを強くいたしております。完全ということを目指すならばまだまだ意見のある人のご意見も伺わなければいけないかもしれませんが、私どもの河川の整備につきましては、

一日も早く災害や突然の事態に対応していただかなければいけないということが一つございます。

それから、一挙に事業が推進できないと言っていること、これはもう今までの歴史を見ましても、今の現状を見ましても、それは不可能に近いわけでありまして。また、最近の公共事業等に対する国の財政関係を見ましても、毎年のように厳しい状況でありますので、県民の皆さんや住民の皆さんが思うようなことが即完全に実行できるというふうにはならないわけでありまして。

そういうことを考えますと、今まで進めてこられました幅広く意見を聴くとか大勢の意見を聴くとか公平に聴くとかいうような姿勢で取り組まれてきたシステムは、もうそろそろ打ち切っていただいて、早く整備計画を実行していただきたいと考えているところでございます。昔から「船頭多くして船山に上る」という言葉あります。百家争鳴、余り意見が多過ぎても実行ができないという戒めでございますので、戒めどおり、私どもは速やかに実行に移していく必要があるのではないかなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたしたいと思っております。

概ね10年計画でという考え方もお示しをいただきました。本当に整備計画として、県民にとりまして、流域住民にとりましても大きな目安になるし、この中で、限られた予算の中で、また大変厳しい事業を推進していかなければいけないわけでありまして、このことは、私は非常に歓迎すべき計画であると考えております。どうか一日も早く進めていただきたいと思っております。

もう1点は、これも第1回目のときに私は申し上げたのですが、先ほどご説明がございました、平成9年の河川法の改正によって、治水・利水に新しく環境が加わったということでありました。これに絡んで銅山川が、この12kmの区間が完全分水で水が流れていない、まあ流れていないわけではないんですが、普通の河川としての水量が維持できていないという状況であるわけでありまして。ましてこのたびの計画をずっと細かく見せていただきましたが、流域全体における、例えば汚濁負荷量を低減することは非常に重要だというような記載もありますし、「流域全体を」というような記事もあるわけでありまして、この銅山川の上流は3つのダムによって完全に分水をされているわけでありまして、その吉野川の本流との間の12kmが完全に欠け落ちていると思いついたときに、この全体というような言葉はやっぱり当たらないと考えるわけでありまして。

そこで過去の、先ほどのご説明いただいた中の歴史をたどってみましても、銅山川の

分水は明治45年からスタートしているわけでありまして、長きにわたってこの川の分水が進んでいるわけでありまして、ことに銅山川分水が昭和11年から戦争を挟んで完全に分水が完成をしているという歴史の記述もございまして。またダム取水制限は「銅山川ダム群でも昭和50年以来31年間で18回の取水制限が実施されている」と、36ページにそういう記事もあって、これを見ると、もう完全に分水しているよということは明々白々であります。

また39ページを見ますと、平成14年、15年のこの数値を見ましても、完全に水のない状況と。これは私の大ざっぱな計算ですが、平成14年は80日間、平成15年に関しては100日間水がないという、こういう状況が記載されておるところであります。

そして、きわめつきが99ページに「銅山川における河川環境の保全については、関係機関と連携し、水環境向上のため、現状の取り組みを継続する」ということでありますから、現在の完全分水をこれから30年間続けますと、こういうふうに記載をされております。このことは、私が前段申し上げましたように、平成9年から環境という項目が加わって、そして今まさしくこの河川の計画を論じているときに、これから30年間何もしないというのでは、地域の住民にも十分理解をしていただけないことではないかなと考えるわけでありまして。

殊に、影井堰の記述もずっと計算をさせていただいてみますと、実に新宮ダムや影井堰からの維持流量を放流パターンとして数値を計算しましても、完全に水の量を確保できないという区間があるわけでありまして、ここら辺は上流の富郷ダムからの水を放流していただけるような考え方になれば、一年間通じてずっと水を維持していただけるんじゃないかなと考えるわけでありまして。

この銅山川ダムについては、実は伊予川芋炊き会という住民組織で、河川の清掃だとか、また木炭で浄化施設を設置してみたりとか、子供たちも一緒になって水質調査をしたりというような活動をしているボランティア会があるわけでありまして。それで、年に2回ほどラフティングもして川の実態を体験していただいて、水の尊さというものを体験していただくじゃないかというようなイベントも開催したり、また河原へお寄り芋炊きという交流会をして、お互いに川と人との成り合いをより強めていこうではないかと、それで環境とか水とか自然とかいうものを再認識して、豊かな地域を作っていこうと、こういう団体があるわけでありまして。

平成19年の徳島県の環境賞を受賞することで、この17日の受賞式に出席をさせていただくことになっております。また、昨年水機構の関係のご推薦もいただきまして、ダム水

源地サポート事業という、財団法人のダム水源地環境整備センターのご支援もいただいて、様々なイベント等も開催させていただいておるわけであります。平成12年からこのダムサポート事業というのが始まっておりますが、徳島県ではこの芋炊き会が初めて指定をいただきましたし、四国の中でも高知県の団体に続きまして2つ目の団体でございます。こういう住民を巻き込んで非常に真剣に河川の環境整備、水質の浄化を含めた水質の悪化に対する取り組み方をしている団体もでございます。ぜひ、この河川整備計画にも銅山川の水環境を改善するように、ひとつ考え方を改めていただきたいというふうなお願いでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○河川管理者

ありがとうございました。

2点ほどご意見ということで、最初のご意見が、河川整備計画を策定しまして、事業が大変長期間かかるということで、整備計画を策定して、一日も早く治水の対応をしてほしいということです。これにつきましては事務所長の佐々木の方から先ほど牧田市長にお答えした内容になると思いますので、よろしくお願いたします。

2点目ですけれども、銅山川につきまして今完全分水に近い形になっておりまして、新宮ダム下流はほとんど水がなくて、河川環境的に悪化しているということで、その辺の改善につきまして整備計画等の中で取り組んでほしいということだと思っております。よろしいでしょうか。

それから今、つるぎ町長の兼西様がお見えになりましたので、ご紹介します。

では、事務局の方、よろしくお願いたします。

○河川管理者

吉野川ダム統合管理事務所の岡崎でございます。

銅山川の水量の問題でございますが、吉野川の総合開発計画の中で、完全分水といいますか、早明浦ダムが肩がわり補給という形で分水が強化されたということでございまして、水量が少ないというのは私どもも認識はしております。

その中で、市長さんがおっしゃいましたように、富郷ダムができるときに影井堰をつくりまして約22万 m^3 の水量を下流にということと、あと新宮ダムの銅山川第三発電所という、これは四国中央市の方に分水の水路のところで発電所がありますけれども、発電所の行使に合わせて0.6 m^3/s を新宮ダムに容量があいているときには貯め込んで、それを環境用水として下流の補給に使うという、この2つの原資をもとに下流の流況改善を実施

しておるところでございます。先ほど市長さんが言いましたように、水量の変化のグラフにつきましては、その2つの用水を使って下流に補給しているという状況の結果でございます。

今現在、この水量そのものにつきましてはダムにかかわる水利権等で決まっておりますので、その変更を現時点においてどうこうというのはなかなか難しいところではございますが、ただその放流パターンにつきましては、いろいろ必要な時期等をお聴きした上で、放流パターンについては検討を昨年からさせていただいております、現在も試行を続けておるところでございます。また、その試行の状況も、下流の調査結果を踏まえて、よりよく改善していきたいと思っておるところでございます、現時点においてはそういうところで、なるべく効率的に用水を使って運用していきたいというところをご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○河川管理者

ありがとうございました。銅山川の下流の取り組みにつきましては事務局から説明させていただきましたけれども、以上の回答でよろしいでしょうか。

○三好市長

ちょっとくどいようで恐縮ですが、いろんな人の意見、この意見資料の中に私以外にもたくさんの方、パブリックコメントを含めて上流の人の意見もたくさん出ていますので、30年間の現状そのままでは非常に困るということはひとつご認識をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○河川管理者

どうもありがとうございました。

続きましてつるぎ町長の兼西様に、今、再修正素案につきましてご意見等をいただいたところでございますので、ご意見をよろしく願いいたします。

○つるぎ町長

遅くなってすいません。つるぎ町長の兼西でございます。

築堤についてでございますが、必要性というか、私はいつも申しているのですけれども、もう要望とか陳情やいう時期は当然終わっていると、いつまでもそういう活動をするのでなくして、まあ予算等の問題があるのですが、事業着手がいつできるかというところが

無堤地区の悲願なんです。

当然、私が前の会でも申しましたように、吉野川は暴れ川という異名をとっているでしょう。そして今、昔は川底が低かったからね池田ダムが1万5000m³/s、10年、15年前だったら放流しても浸水の被害はなかったかと、しかし堆砂がすごくひどいと、吉野川全域にね。そして、当然池田ダムが放流するときには、支流もかなり降水量がある中で、合流する中でやはりその内水等も、樋門閉めたところで内水が浸水被害を受けさすわけですよね。ですから、やはり築堤以外に解消はないと。

そして、全国的に見れば、吉野川だけに投資してほしいという気持ちはあってもそれはままならぬところも十分把握はしているのですけれども、できていないところとできているところの、その偏見を是正していただくのがやはり行政の責務。それで私たちは何をにおいても、国へ、国土交通省へお頼みする以外ないんですよ。ですからそのあたりは、5回、10回、会を重ねても思いは一つですので、十分なご理解と早い事業着手、簡単に申させていただいて恐縮でございますけど、そのあたりご理解いただいて、私の意見とさせていただきます。回答は大丈夫です。要らないです。もうお願いします。

○河川管理者

ご意見ありがとうございました。

すいません。池田ダムの関係でちょっと事務局の方から回答させていただきたいと思えます。

○河川管理者

ダムを管理しております水資源機構の池田総合管理所長の片山です。いつもお世話になっております。

先ほど、池田ダムの堆砂の話が出ましたので、ちょっと前の図でご説明させていただこうと思っております。池田ダムはやっぱりダム高が低い、それでほとんどがゲートでして、堆砂が目につくところではございますが、今断面図、前の方に出したわけでございますが、北岸用水、それから香川用水に有効的に水を送るために、死水容量というのが下の方でございます。その中が、大体800万m³ぐらいありまして、今現状貯まっていますのが237万m³というところでして、その割合でいきますと29%。それで我々が水を使っている有効容量、利水容量と洪水調節容量、その中に占める割合は1%ということで、ダム管理上は支障がないと考えています。

それから、先ほど言いましたように、ほとんどがゲートでございまして、ここ五、六

年見ておりますと、洪水時に一緒に流れていく、既に均衡状態と思っています。それから、昨年、平成19年の4号台風というのが、まあまあ大きい台風が渇水後に起きたと思うんですが、その親水公園の前も逆に土砂が流れまして、2週間後にへそっこ祭り等があったわけですが、駐車場のところとか一部流出するようなどころなんです、どうしても道路から近いので貯まっているように見えるわけですが、今現状としてはもう貯水池の中を移動しておると、洪水ごとに移動しておると、早明浦ダムみたいに水を貯めて、土砂を貯めてするようなダムではございませんので、現状のところは問題ないと考えております。

○つるぎ町長

僕らも吉野川とともに育ってきたといっても過言でない中で、吉野川の水位がかなり上がってきているんですよ。これはもう皆さんはプロの方ばかりで私が申すまでもなくね。ですからそのあたりで、これは得策やいうのはなかなか、漁業組合の問題等々もあって。それで中鳥島、あれで流れがだいぶ変わってきて、もう美馬市がかなり是正されてつるぎ町を痛めつけるような、いやいや、これは事実なんですよ。ですから、そのあたりもまた皆さん方がやっぱり十分ご理解していただいて、そして傷んだ部分については当然集中的に予算化して改修はしていただいているんですけど、しかしながら抜本的に築堤を、これはお願いする以外、もうないんですよ。

そして毛田の、今日は代表の住民の方もおいでてるんですけど、やはりもう我々が計算できるようになっているんです。池田ダムが1万5000m³/s放流されたら必ず浸水するんですよ。もう必ずなんです。1万2000m³/sぐらいでどうぞ抑えていただいたらまあまあいけるかなと。そのあたりが、もう住民がそういう認識に目覚めていますので、ひとつよろしく願いいたします。もう早い着手を、佐々木所長さん、ひとつよろしく願いいたします。

○河川管理者

既にご承知かと思えます。65-1ページになりますけれども、つるぎ町内においてまだ堤防ができていない地区として、半田箇所が大きく残っているわけであります。今回、10年間に着手が可能な地区ということで、これは今の予算状態が継続するだとか、ちょっと幾つか条件はあるんですけども、そういう条件のもとで10年以内に着手ができるのではないかと見込んでおります。予算の確保につきましても、私どもの事務所としては、まさに吉野川を管理している事務所でありますので、吉野川の重要性、さらに無堤地区の解消の早期の必要性をきちっと説明して、予算確保にも努めていきたいと考えておりますので、

逆に地元の方の声もきちっと出していただいてご支援いただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○河川管理者

以上、事務局から回答させていただきました。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○つるぎ町長

また追って陳情も参らせていただくようになっていますので。そう言いながら、もう陳情活動も地域住民の方と。

○河川管理者

ありがとうございました。

では、最後になりました。お待たせいたしました、東みよし町長の川原様、お願いいたします。

○東みよし町長

川原です。私の方からも何点かお願いしたいのですが、やはり早期着工、早期完成ということが一番大きな我々の要望です。今、下流域、中流域、上流域ということで分かれて、住民の皆さん方なり、我々行政の意見をいろいろ聴いていただいておりますが、ちょっと下流域のお話を聞いておりますと、これはまとまるまでに何年かかるやわからんなど。それで、やはりある程度の区切りをつけていただくか、あるいはまた、国土交通省も吉野川の全体の計画を持っておられると思うので、下流域、中流域、上流域に分けて整備計画を完成させていただいて、もうできたところから重点的に工事をするというようなことでもええのではないかと思っております。そういったことで、できるだけ早く無堤地区の解消ということで、二市二町同じ思いであろうかと思っておりますので、これについてよろしく願い申し上げます。

それと、順次築堤については、東みよし町については今加茂第一でいろいろご高配賜っておるのですが、堤防ができてくると、今兼西町長さんが言われたように、内水の問題がやはり発生いたします。堤防がないときよりは被害が少なくなるというような考え方ですけれども、住民側にとってみると、どうして堤防ができたのに同じような被害を受けないかんのだろうかという疑問がやはり起きるだろうと思っております。それで、吉野川全体の築堤計画の中でも、排水ポンプが必要な箇所はおわかりであろうかと思っております。それでまあこの計画を見ていると、順次円滑な排水ができるようにというような計画で終っておる

んですけども、ポンプが必要な箇所、これは順次どうやって整備をしていくのか、こういった計画もある程度踏み込んで計画の中に入れていただけたらと思っております。

それと3つ目ですが、今言われたように、やはり情報ですね。この計画の中でもちょっと読ませていただけたら、リアルタイムの収集、共有体制はこれからの調査・研究ということですが、これについてはできるだけ早く、統一した見解で我々地域の者が動けるような形づくりをお願いを申し上げたいと思っております。

最後です。ちょっと細かな話になるのですが、我々もまた同じく東みよし町内の築堤について、毛田地区の問題ですね、途中で終わっているというふうなこの問題とか、あとみよし地区の宮岡等々については輪中とか宅上げ等ということになっております。こういったあたりがどういった計画になるのか。これは最終の整備計画がまとまるまでに、毛田地区なり、宮岡地区等々について返事をいただけるのかどうか。

それともう1点、まだ細くなるのですが、築堤をした川側にもやはり護岸がかなり侵食されて傷んでおるところがございます。これについては整備計画とは別個にまた国土交通省の中でそういった改修、修復についての計画を持っていただけるのか、そこからまたご回答いただけたらと思っております。私の方から思いつきで何点か申し上げましたけれども、よろしく願いいたします。

○河川管理者

ありがとうございました。

1点目の整備計画の早期策定等につきましては、最初に佐々木の方からお答えしたとおりでございます。あと4点あるのですが、一つは築堤した後の内水の被害が生じると。それにつきましては、ポンプ等の設置につきまして必要なところについて踏み込んで記載してほしいということです。もう1つが、防災情報等につきましてリアルタイムということで調査・研究になっているけれども、それについていつまでできるのかみたいな形だったと思います。4点目が東みよしの毛田とか、あと宮岡等、通常の築堤方式でないところにつきましてどういうやり方をするのか、整備計画を実施するまでに明らかになるのかということと、あと既設の護岸等の補修について、維持管理等でやっていくと思うんですけども、それはどういうふうな形で対応するのかということだと思っております。

○河川管理者

徳島河川国道事務所長の佐々木です。

まず、内水問題についてでありますけれども、既にご理解いただいていると思います。

外水による浸水の被害というのは内水に比べると圧倒的に甚大な被害になり得るわけであり、吉野川の上流についてはまだまだ無堤地区が残っておりますから、やはりまずは外水を止めるということが必要だと思っております。ですから、外水による被害は堤防さえできればなくなるわけであり、堤防をつくと同時に内水という問題が残りますけれども、従前に比べると、外水が入らなくなる分、圧倒的に被害はやはり軽減されることになってくると思っております。

ただ、内水被害が、どうしても雨の降り方によっては発生し得ますので、そのときにおいては県などを通じてということになっておりますが、排水ポンプ車を事務所で6台確保しておりますので、そういうものを活用しながら地域の安全対策に努めていきたいと思っておりますし、さらに甚大な被害がもし発生すれば、そういった地域の状況に応じて、また弾力的にポンプ場の整備も考えていくということにしておりますので、今時点でどこにいつということは申し上げられませんが、被害の発生状況を見ながら、必要な箇所での整備を考えていく必要があると思っております。

続きまして情報の共有ということで、これから調査・研究をということではなく実際にというご意見でございます。多分、素案の105-1ページを見てのことかと思っております。ここでは今後の取り組みということで、「IT（情報技術）の活用」という面で記述をさせていただきます。私ども、川の中の実際の出水の状況というのはリアルタイムで把握できるように、カメラの整備ですとか、あるいは水系の整備などを順次実施してきているところであります。また、光ファイバーなどの整備もやって、映像情報がリアルタイムで把握できるようにはしているのですが、川から越水して市街地の中にどのような浸水が発生しているかというのは、なかなかわからないところであります。これは逆に市の方からの、市町村からの情報などもいただきながらそういった被害状況というのをリアルタイムに、今後把握していきたいと考えているわけであり、

そういう意味では、まだこれからの取り組みになりますので、この105-1ページにおいては、これから調査・研究という書き方をさせていただきますが、別のところで見ますと、例えば95ページでありますけれども「浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備」ということで「河川情報の収集・提供」というところがあります。既に取り組んでいる事柄についてはこちらの方に記載させていただきます。先ほど申し上げましたとおり、例えば光ファイバーの整備なども今進めておりまして、市町村と連携することによって私どもが把握している映像情報だとか水位情報、雨量情報が市町村まで届くような取

り組みも整備のできたところから順次やっておりますので、そういったところもまた連携を図らせていただきたいと思います。これが2点目の情報の共有であります。

宮岡については、非常に小さなエリアで浸水をするというところになります。ここは通常の堤防方式で整備をすると、逆に土地がほとんどなくなる、堤防敷でなくなってしまうということにもなり得ますので、場合によっては輪中堤だとか嵩上げだとか、そういった地域への負担が極力少なくなるような改修方式をとりたいと考えております。具体の整備に当たってはきちっとプランを立てて、地域にお示ししてご理解をいただきながら事業の方を進めさせていただきたいと思っております。

さらに河岸沿いの護岸の侵食の件であります。堤防を優先しておりますので、護岸整備されていない河道が上流部は特に多くあるんですけども、やはり侵食がどんどん進んでいきますと、既に堤防整備されているところであれば堤防自体に影響が出ますし、なおかつ今お住まいの土地自体の侵食にも結びついていくということになりますので、その侵食の状況を見て、危険度が高まれば災害復旧でやる場合もありますし、あるいは改修の中でやる場合もありますし、維持管理費を使って手当てをするということもございます。いろんな手法を用いながら、危険度に応じて適切な護岸整備、あるいは補修を実施したいと思っております。

以上でよろしかったでしょうか。

○東みよし町長

情報については、やはり我々も住民の皆さん方に避難準備とか避難勧告とか、あるいはまた消防団の人とそういった連絡がやっぱり急がれるし、住民の皆さん方もそういった情報をきちっと把握したいという思いがあるのかなと思いますので、順次この整備についてはお願いを申し上げたいと思います。

あと、宮岡の説明はあったんですが、毛田地区について、今計画されておる位置から西に向けて、なおかつ国道の保護も含めて、やはり我々も何度か事務所の方へお願いをしたというふうに思うんですが、この点について1件。

それと、先ほど、侵食されておるところについて災害復旧等々でということでお返事いただいたんですが、これについては一度、一緒にまた見ていただくようなことができますか。

○河川管理者

ええ、河川の進捗状況については現地の方で機会をとらえて、ご確認をさせていただ

きたいと思います。毛田地区については既に整備計画の中に盛り込まれている部分ではなくて、それ以外の部分ということでございますか。

○東みよし町長

西側ですね。

○河川管理者

今回30年間における堤防整備の計画ということで、お示しをさせていただいておりますが、まず人家のあるところを優先して整備をするということでご提案をさせていただいております。多分ご指摘の場所については、田畑ということで土地があるわけですが、たしか人家がある部分ではなかったと思います。残念ながら限られた予算の中で、30年間という期間の中で堤防整備をするという上で、やはり集中的に実施する必要があります。その中で人家のある部分を優先させて堤防整備をさせていただくということでご提示をさせていただいたところであります。

○東みよし町長

兼西町長さんもおっしゃったように、やはり住民の皆さん方にもいろいろな思いがございますので、続けてまたお願いには上がって、また協力をよろしく願いいたします、そういう点では。

はい、以上です。

○河川管理者

ありがとうございました。皆さんにご意見をお伺いしたんですが、全体を通しまして意見等、ご質問等ありましたらよろしくお願ひしたいんですが、ございませんでしょうか。

ありがとうございました。特にご意見がなければ、以上で本日の審議につきましては終了させていただきたいと思います。では、司会の方にマイクをお返しします。

5. 閉会

○河川管理者

本日は熱心なご審議まことにありがとうございました。本日いただきました意見等は十分に尊重し、今後の吉野川水系河川整備計画にできる限り反映していきたいと存じます。

本会議の速記録につきましては、冒頭をお願いいたしましたように、市長、町長の皆様にはご発言を確認いただいた後公開したいと思っております。後日文字起こしをいたしました速記録を送らせていただきますので、お忙しいところお手数をおかけしますが、ご確認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本日のご発言以外にもご意見がある場合につきましては、いつでもご連絡いただきますよう申し上げます。今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして「第3回吉野川流域市町村長の意見を聴く会（中流域）」を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

[午後 2時42分 閉会]